一般質問

６月定例会では15名の議員が一般質問を行いました。一般質問は、現在市が抱えている重要な課題について市長などにただすもので、下の表のとおり質問を行いましたが、ここではその一部を掲載しました。
※本紙では、今議会で行われた質疑応答を、広報委員会で抜粋し、事項別に整理し掲載しています。個々の議員の発言等、詳しくは９月上旬発行予定の本会議録を図書館など、またはインターネットでご覧ください。インターネットを利用する場合は「かまくら GreenNet」から鎌倉市議会ホームページを開き、会議録検索システムをクリックしてください。

大石　和久……「ごみ行政について」
本田　達也……「野村総研跡地にある資料について」
髙橋　浩司……「行財政改革について」
早稲田夕季……「世界遺産登録に向けた取り組みについて」○世界遺産登録をめざす取り組みの現況について○世界遺産登録にふさわしいまちづくりの理念について○世界遺産登録に向けた市民周知と協働について「まちづくりについて」○鎌倉の都市計画像とローカルルール○地域ごとの整備計画による景観向上について
萩原　栄枝……「高齢者福祉」「障害者福祉」
原　　桂……「団塊の世代　2007年問題からみえてくる課題と政策について」「行財政改革について」「教育諸問題について」
吉岡　和江……「福祉の充実について」○障害者自立支援法に関連して
納所　輝次……「鎌倉市行政経営戦略プランについて」「行政事務の効率化と市民サービス向上について」「消防行政について」「健康福祉行政について」
千　　一……「災害時の要介護者に対する姉妹都市との連携について」「学童保育のその後について」「障害者の総合窓口のその後について」「言い続けてきた段かづらの２段の段差について」「小袋谷新道の残りの約650mについて」「自立支援法から２ケ月がたって」「障害者の親亡き後の対策について」「軽費老人ホームの現状と増設について」
渡邊　　隆……「市民との協働について」○自治基本条例○自治会・NPO「鎌倉市の開発行政について」○鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例○みどり保全・景観法・世界遺産
三輪裕美子……「景観形成について」「身近な緑を守るために」「パブリックコメント制度について」
山田　直人……「男女共同参画・子育て支援について」
髙野　洋一……「学校給食の役割と公共性について」
前川　綾子……「教育行政における諸問題について」○援助員・介助員について○不登校児童・生徒について○団塊世代の先生の退職後の対策について○学校の安全・安心について○世界遺産登録について○英語（小学校の）授業のとりくみについて○生徒・児童の安全・安心について
久坂くにえ……「災害対策について」○要援護者対策を中心として

武家の古都・鎌倉
世界遺産登録に向けた取り組みは

国は、平成四年度に世界文化遺産の登録を進める候補物件を示す「暫定リスト」に、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」を掲載しました。その後、鎌倉市では平成八年度に世界遺産への登録を目指していくことを「第三次鎌倉市総合計画」で示し、平成十六年度には「鎌倉市歴史遺産検討委員会」（以下、検討委員会）の中間報告書の中で「武家の古都・鎌倉」としてコンセプト（基本概念）を位置づけました。そして現在、平成十九年度末頃までを目途に世界遺産登録推薦に向けた準備をしています。

質問…鎌倉の世界遺産登録は、武家の古都というコンセプトの中で、面的にとらえるのか、それとも、各遺産を対象候補として一つ一つ検討してとらえていくのか。

部長…鎌倉の世界遺産登録に向けた考え方については、「検討委員会」などで対象候補遺産の検討を進めてきた。現段階では鶴岡八幡宮や建長寺など市内の二十件程度の史跡が対象候補遺産に位置づけられている。世界遺産として登録されるのは市内に点在するこれらの対象候補遺産になる。最終的には推薦段階で国が決定する。

質問…市民の中には、武家の古都というコンセプトの中で、面的にとらえていくのではないかという考え方が広がっているので、今後の周知の中で、あくまでも対象候補遺産は一つ一つだということも周知していただきたい。また、世界遺産を目指す条件としては文化遺産の価値や環境を守るために、その周りのバッファゾーン（※文末参照）の確保が求められているが、まちづくりの法規制等についての概要はどうなっているか。

部長…「検討委員会」などで専門的な立場から検討を進めている中で、バッファゾーンについては可能な限り広範囲に設定することで、また古都保存法の発祥の地としての特徴を強調し、その指定区域を最大限生かすという基本的方向性が示されている。若宮大路周辺の一部住居地に係るバッファゾーンの確保については景観法、都市計画法の制度を活用した対応を考えている。

質問…世界遺産登録に向けた市民周知と協働の観点からだが、世界遺産登録について市民に浸透していない、「武家の古都・鎌倉」という具体的なイメージが分かりにくいという声が聞かれる。市民へのアピールはどうなっているか。

部長…世界遺産登録の意義については、鎌倉の今に伝わる貴重な歴史遺産を将来の世代に確実に継承していくことであれたと理解しているが、この考え方でよいか。

部長…平成十七年十二月二十六日の四市一町の首長会議で、二グループ体制により、ごみ処理広域化を推進するものとし、「中間報告」の考え方や、今までの検討経過を踏まえて、グループごとに広域処理を行う方向性を確認した。

質問…生ごみ資源化施設の建設は、逗子市との広域計画の中で行うとしていたが、鎌倉市、逗子市の二市の広域処理については鎌倉市民もその行く末に不安を感じているようだ。生ごみ資源化施設の建設を初めとする逗子市との広域処理の協議はどのように行われているのか。

部長…逗子市との広域処理の協議は、平成十八年二月十四日に両市のごみ処理広域化を推進するために鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置した。この協議会で協議を行い、ごみ処理広域化の具体化を目指す覚書を締結した。現在この検討協議会において施設整備費等を検討している。

質問…新聞報道によれば、逗子市としては、費用の軽減が見込まれる場合は両市で締結した覚書を白紙に戻すこともあり得るということだが、鎌倉市としては逗子市に真意をただすことも必要だったというふうに思うがどうか。

助役…覚書については両市の市長が調印したものなので、内容については重く受け止めている。その報道については、私と担当部長が逗子市の市長と面談をした。今後とも両市での広域処理を進める方向性に変わりはないということを確認している。

※スケールメリット…経営の規模が大きくなるほど経済効率が向上することをいう。

ごみ処理広域化の現況について

質問…第三次鎌倉市総合計画第二期基本計画前期実施計画に登載され、平成二十二年度を稼動目標としている生ごみ資源化施設はどこに設置するのか。

部長…ある程度の敷地が確保できる公有地などを検討した結果、名越クリーンセンター用地を一部拡大して、既存用地の一部を含め、生ごみ資源化施設の建設候補地として考えている。

質問…名越クリーンセンターは現在焼却施設として稼動しているが、焼却を停止して生ごみ資源化施設を建設するということか。仮に焼却を停止すると、自区外処理ということになるが、どうなのか。

部長…焼却を停止すると自区外処理に膨大な費用がかかるので、焼却施設を稼動させながら、生ごみ資源化施設を整備する考えだ。広域の焼却施設が稼動するまでの間、名越クリーンセンターでの焼却を行い、その後、焼却を停止する計画なので、自区外処理は生じない予定だ。

質問…生ごみ資源化施設は逗子市との広域処理の位置づけであるというふうに受け止めているが、そういう位置づけでよいか。

市長…平成十八年四月二十四日の覚書は、二市でのごみの広域処理について循環型社会の形成を目的に、ごみの発生抑制、減量化・資源化を図り、資源を有効活用するために逗子市長との間で締結したものだ。この覚書の中では生ごみの資源化施設と焼却施設の整備計画を早期に策定することを定めており、生ごみ資源化の施設は広域化の中で位置づけていく。

質問…ごみ処理広域化については、四市一町で平成十年七月から協議会を始め調査検討を進めてきたと認識している。そこでの確認事項は、焼却施設の老朽化、最終処分場のひっ迫などの課題を抱え、用地や財政などの理由で単独でごみ処理問題を解決することが困難であるため、各自治体が共同でごみの減量化・資源化に取り組み、循環型社会の構築に向けたごみ処理の広域化の必要性を含意したものだと理解しているが、それでよいか。

部長…四市一町ではそれぞれ焼却施設の老朽化の進行、その施設の更新、最終処分場の確保などの課題を掲げており、複数の自治体が共同で取り組むことが有効であるとの認識により、ごみ処理広域化の協議をスタートさせたものである。

質問…広域化することで施設建設や維持管理のスケールメリット（※文末参照）が期待できるとしていた思うがこれも四市一町で共通したものか。

部長…施設整備、維持管理費など、ごみ処理に要する経費は年々増加を続けており、老朽化した施設の建て替えや新たな施設整備を行うことで、将来さらにコストが増加する可能性が高くなると考えている。そこで広域化によりスケールメリットが期待できるという共通の考えがあった。

質問…四市一町で協議した「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）中間報告」（以下「中間報告」）の中で確認された項目をベースに逗子市と協議していくことが首長間で昨年十二月に確認されたと理解しているが、この考え方でよいか。

部長…平成十七年十二月二十六日の四市一町の首長会議で、二グループ体制により、ごみ処理広域化を推進するものとし、「中間報告」の考え方や、今までの検討経過を踏まえて、グループごとに広域処理を行う方向性を確認した。

質問…生ごみ資源化施設の建設は、逗子市との広域計画の中で行うとしていたが、鎌倉市、逗子市の二市の広域処理については鎌倉市民もその行く末に不安を感じているようだ。生ごみ資源化施設の建設を初めとする逗子市との広域処理の協議はどのように行われているのか。

部長…逗子市との広域処理の協議は、平成十八年二月十四日に両市のごみ処理広域化を推進するために鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会を設置した。この協議会で協議を行い、ごみ処理広域化の具体化を目指す覚書を締結した。現在この検討協議会において施設整備費等を検討している。

質問…新聞報道によれば、逗子市としては、費用の軽減が見込まれる場合は両市で締結した覚書を白紙に戻すこともあり得るということだが、鎌倉市としては逗子市に真意をただすことも必要だったというふうに思うがどうか。

助役…覚書については両市の市長が調印したものなので、内容については重く受け止めている。その報道については、私と担当部長が逗子市の市長と面談をした。今後とも両市での広域処理を進める方向性に変わりはないということを確認している。

※スケールメリット…経営の規模が大きくなるほど経済効率が向上することをいう。

陳情の議決結果

【採択した陳情】

◇鎌倉市の障害者福祉の充実についての陳情

陳情の要旨は、障害種別を問わず、実施主体を市町村とする障害者自立支援法が施行された状況のもとで、地域生活支援を初めとした障害者福祉サービスの充実、障害者福祉の拠点施設などの基盤整備及び障害者福祉に携わる市職員の体制充実と専門性の向上の三項目を実施することにより、幼少期から高齢期まで、障害のある人が地域で安心して暮らし続けることができる施策を実現してほしいというものです。

市からの説明では、陳情の要旨で述べられている三項目は、本年四月に施行された障害者自立支援法の立法趣旨につながるものであると受け止めており、現在、策定を進めている障害者福祉計画の中で、新しい障害者サービス体系の整備を初め、障害者のライフステージに応じた生活全般にわたる一貫した支援が実施できるよう、今まで以上に連携を図るとともに、多様な施策が展開できるよう取り組んでいきたいとのことでした。

議会では、陳情の要旨や本市における障害者福祉の取り組み状況を踏まえ審査した結果、市においては、障害者を取り巻く環境を少しでも改善しようとする努力の姿勢がうかがえることもあり、本市議会として行政の積極的な取り組みを後押しする意味から、全会一致をもってこの陳情を採択しました。

【取り下げを承認した陳情】

◇携帯電話基地局を設置に際する行政指導並びに条例の制定についての陳情

携帯電話基地局が設置されないことになったため取り下げの申し出があり、これを承認しました。

（陳情の題名は原文のまま）

障害者福祉行政
障害者自立支援法の施行を受けて

平成十八年四月一日から障害者自立支援法が施行されました。この法律は、サービス提供主体を市町村に一元化し、身体障害、知的障害、精神障害にかかわらず障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援するものです。

今定例会では、利用者負担が、所得に応じた負担から、支援を受けた量に応じた負担に変わったことの影響や、軽減措置などについての質問がなされました。

質問…障害者自立支援法施行から二ケ月しかたっていないが、施行前よりも具体的な問題も少しずつ出てきていると思う。障害が重く、サービスを多く利用すればするほど利用者の負担も大きくなるが、今回の改定で利用者からの苦情は出ていないか。

部長…今回、制度の持続的な維持が背景にあって、その趣旨で行われているが、実際にこの四月から一割負担になっており、これが一番議論を呼んだところだ。国は幾つかの減免のシステムを用意しているが、そういう中で、実際の声としては、自己負担の割合が高いとか、就労の関係で、工賃よりも自己負担の方が高いという声が寄せられている。

質問…鎌倉には障害者の施設が他市と比べて極端に少なく、市外の施設に行っている人も少なくない。鎌倉市内のデイサービスやショートステイの障害者施設の現状、今後の見通しはどうなっているか。

部長…この四月時点の利用実績だが、デイサービスは市内に二カ所あり、利用者は二十二名、八名は市外四カ所の施設を利用している。ショートステイは、市内に二カ所あり、利用者は四月一日現在利用がなく、二十一名の方が市外十二カ所の施設を利用している。なお、身体障害者のショートステイを十八年度中に整備する予定になっている。

質問…今度、自立支援の提供主体が市町村になった。自治事務としては市町村になり、そういう点で市町村の責任が問われていると思っている。市として市民の生活実態を踏まえて、市としての独自減免をすべきだと思うがどうか。

部長…特に低所得者対策というふうに受け止めている。今後どのような軽減措置が必要なのかを検討していく必要があると考えている。

質問…地域生活支援事業は、市町村独自で行う事業ということで、相当な裁量権が得られると思っている。いろいろな方に伺うとコミュニケーション、移動などの日常的な支援についてどうなってしまうのかと大変不安に思われている。現行はほとんど無料で行われて障害者の生活には欠かせない施策だと思うがどうか。

部長…現時点で実施している幾つかの市の事業で、手話通訳、要約筆記の派遣、日常生活用具の給付、外出支援や介護について、こうしたサービスを中心に行っている。なるべく、できる限りそうしたサービスが低下しないように移行できればと受け止めている。

大仏切通

名越切通

鎌倉独自の都市構造を示す遺跡の一つである周囲の山稜の稜線を掘り下げて造られた「切通」

野村総研跡地における刊行物の保管について

野村総合研究所（以下、野村総研）跡地は、平成十四年に鎌倉市が株式会社野村総合研究所から寄付を受けた土地・建物で、鎌倉らしい文化の薫り高い、文化・教養ゾーンとして活用しようと現在検討が進められています。今回、その施設内に保管してある行政の刊行物についての質問がなされました。

質問…野村総研の跡地に行ったが、その中に非常に行政の資料が多かった。建物がどうこうという問題よりも、野村総研の跡地を倉庫がわりに使っていることに問題があると思う。暫定利用されているということだが、鎌倉市役所の中で、何部何課が利用しているのか。

部長…十三部二十四課だ。

質問…その中で、生涯学習課が暫定利用している関連図書等とはどういうものがあるのか。

部長…鏑木清方記念美術館で刊行した図録等を保管している。具体的には画業を一定の双書としてまとめ、作品を図録として刊行しているものだ。双書は第七巻まで刊行している。

質問…双書は何年から制作されて、どのくらい作られて、どのくらい野村総研跡地に保管されているのか。

部長…今現在保管している双書は、平成十四年から刊行していて、これまでで一万二千部を作成し、現在野村総研の建物の中にはおよそ一万部が残数として保管されている。

質問…一万二千部作って、野村総研には一万部残っているということは約八十五％は作ってもすぐお蔵入りになってしまうということだが、私が非常に危惧しているのは野村総研の跡地が空調もなく決して美術本を管理する状態ではないということだ。その状況は把握しているのか。

教育長…環境としては劣悪な状況にあるというふうに認識している。そういう所に双書を置いていいかどうか、十分検討したいと考えている。これから担当部局とも相談しながら措置をしたいと考えている。

質問…一万二千部作って、一千七百九十冊しか売れていないという状況は予算を執行するに当たってどう考えているか。

市長…売れ残りという表現ではなくて貴重な財産だと思っている。資産としての考えのもとに管理がされているかとの、ご指摘であれば、そのとおりだと思う。本の価値が下がってはいけないので、早急に対応を考えたい。

陳情提出者が委員会で発言できます

陳情提出者は、陳情書（文書）の中で表現しきれなかった願意を、陳情の審査当日に委員会の許可を得て、ご自身の言葉で発言することができます。希望する方は、陳情提出時に、議会事務局までお申し出ください。
なお、発言の許可は、陳情の審査当日の委員会の冒頭で決定します。

～陳情とは～
皆さんの意見や要望を市議会を通して行政に反映させる制度です。
提出された陳情書は通常、委員会で審査されます。
発言を希望する方は、以下の点をご承知おきください。
○発言者は陳情１件につき、お一人とさせていただきます。
○発言時間は10分以内でお願いします。
○発言は委員会の休憩中にしていただきますので委員会の議事録には載りません。
○委員が発言者に対し質疑をすることがあります。

陳情書の様式や提出方法、委員会での発言について、ご不明な点等は議会事務局までお問い合わせください。
また、鎌倉市議会ホームページ（http: // city.kamakura.kanagawa.jp / gikai / index.htm）もご参考ください。

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関などに送付しました。

高金利引き下げに関する意見書

平成16年の自己破産申し立て件数は、21万人を超えており、潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては、200万人存在するとも言われている。
また、警察庁の統計によれば、平成16年中に約8,000人の人々が経済的な理由で自殺をしており、平成２年と比較すると実に約６倍となっている。
これらの破産、自殺の直接の原因となっていると思われる多重債務問題の原因の一つに、貸金業者の高金利による過剰融資が挙げられるが、普通預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況の中、利息制限法の最高金利である年20%や、出資法の29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものである。
さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を適用することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しており、また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もなくなっている。
よって、国におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を図るため、下記各事項を早急に実施すべきである。
記
１　利息制限法の制限金利を、市場金利に見合った利率まで引き下げること。
２　出資法の上限金利を、利息制限法の制限金利まで引き下げること。
３　貸金業の規制等に関する法律第43条のみなし弁済規定を廃止すること。
４　出資法に定める日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成18年６月22日　　鎌倉市議会

小児通院医療・ひとり親医療・重度障害者医療費助成制度の見直しに関する意見書

現在、神奈川県は、11市町の事業担当課長と検討会を立ち上げ、小児、ひとり親、及び重度障害者を対象とした３つの医療費助成制度の見直し作業を行っている。
市長会や町村長会は、小児医療費助成制度等について、小児医療費助成での通院年齢の引き上げや、県補助率をもとに戻すことなどを要望し、さらに2004年と2005年に市町村連名でこれ以上の補助率の引き下げを行わないことなどの要望書を提出している。
しかし、この検討会では、子育て支援の重要性や重度障害者の医療費の経済的負担に触れながらも、これまで無料だった医療費の有料化や障害者医療で新たな所得制限や年齢で対象外にするなど、対象者の負担増とひいては自治体への補助削減となる方向で、18年度末までに見直しの結論をまとめようとしている。
特に、小児、ひとり親、及び重度障害者を対象とした３つの医療費助成制度において、受診のたびに定額を払う一部負担金の導入は、一般世帯の３分の１の収入とも言われている母子家庭を初めとした所得の低い人や医療の必要な人ほど負担が重くなるものである。
また、重度障害者医療費助成においては、自立支援法に伴うサービス利用と自立支援医療の負担増も加わることから、この一部負担金の導入は新たな問題を生じかねない。
よって、神奈川県におかれては、次の事項について慎重に審議を尽くすよう要望する。
１　小児通院及びひとり親医療費助成制度の見直しにおいて、低所得者に配慮するなど慎重に審議をすること。
２　重度障害者医療費助成制度の見直しにおいて、自立支援法に伴う負担増に配慮し、一部負担金徴収を導入しないこと。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
平成18年６月22日　　鎌倉市議会